

令和 7 年 1 月 17 日

指定障害児通所支援事業者 様

寝屋川市福祉部指導監査課長 谷口 隼人

児童発達支援及び放課後等デイサービス並びに保育所等訪問支援
における自己評価結果等の公表及び届出等について（通知）

日頃から当市の福祉行政の推進に御理解、御協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、児童発達支援及び放課後等デイサービス並びに保育所等訪問支援の事業所については、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員設備及び運営に関する基準」の規定において、自己評価及び保護者評価等(以下「自己評価結果等」といいます。)を行い、その結果と改善内容を公表することが義務付けられております。つきましては、自己評価結果等の公表について、下記の要領にて届け出ていただきますようお願いいたします。

なお、自己評価結果等の公表方法及び公表内容について適切な届出がなされていない場合は、減算が適用されることとなりますことを申し添えます。

記

- 1 届出対象者 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の事業者

（令和 6 年 4 月 1 日以前に指定を受けた事業所に限ります。）

- 2 届出期限 令和 7 年 5 月 16 日（金）

- 3 提出書類

事業所において公表をした自己評価総括表及び自己評価、保護者評価、訪問先評価（保育所等訪問支援のみ）の各集計シート又はこれらに準ずる公表物
※原則、サービスごとに作成、公表してください。ただし、利用人数が著しく少ない場合でその内容を公表することで利用者個人が特定される場合等の理由により配慮が必要なときは、この限りではありません。

※令和 6 年 8 月にこども家庭庁により示された様式をご利用いただくか、各ガイドラインにより示された評価項目を網羅した上でこれらに準ずるものとして各事業者が定めた様式を用いてください。

※前年度からは様式が変更されていますので留意してください。

4 提出方法

市ホームページ上専用フォームから提出してください。(ページ ID5329)

問合先 寝屋川市福祉部指導監査課 宮崎

電話 072-812-2027